

手術の施設基準に係る院内掲示

手術件数について(令和6年1月～12月)

1 区分1に分類される手術

(件)

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	70
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	207
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

2 区分2に分類される手術

(件)

ア 靱帯断裂形成手術等	16
イ 水頭症手術等	7
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	3
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	119
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	46

3 区分3に分類される手術

(件)

ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	42
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	7
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	14
キ 同種死体腎移植術等	0

(件)

4 区分4に分類される手術の件数

624

5 その他の区分に分類される手術

(件)

ア 人工関節置換術	5
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術	0